


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱を廃止する訓令について		区分	1 審議事項	○	
関係事項	条例規則	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱について、令和2年4月1日から東大和市立学童保育所の運営を委託することに伴い廃止する。</p> <p>(1) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(2) 影響及び効果 適切に事務を執行することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特に無し。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。